

(居宅介護支援)

重要事項説明書

事業所名 あゆ美

居宅介護支援 重要事項説明書

令和8年 9月 1日現在

1 担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)

氏 名	
-----	--

2 事業者(法人)の概要

事業者(法人)名	合同会社あゆ美
所在地	島根県出雲市坂浦町 1524
連絡先	080-8017-8375
代表者名	曾田美記代

3 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	あゆ美
所在地	島根県出雲市坂浦町 1524
連絡先	080-8017-8375
事業所番号	3270403508
管理者名	曾田美記代

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金(祝日・年末年始を除く)
営業時間	9:00～17:00

(3) 職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
管理者	1名	常勤	
主任介護支援専門員	1名	常勤	管理者と兼務

(4) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	出雲市
---------------	-----

4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法および関係法令に基づき、利用者の心身の状況に応じた適切な居宅介護支援を行う。
運営の方針	利用者の意思と人格を尊重し、常にその立場に立って支援を行う。他の介護サービス事業者、医療機関と密接に連携し、包括的かつ継続的なサービス提供に努める。関係法令を遵守し、個人情報の保護と適正な記録管理を行う。

5 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

6 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。

(1) 居宅介護支援費(Ⅰ)(地域区分 1単位:10円)

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援(ⅰ) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	10,860円/月 (1,086単位)	14,110円/月 (1,411単位)
居宅介護支援(ⅱ) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件以上60件未満	5,440円/月 (544単位)	7,040円/月 (704単位)
居宅介護支援(ⅲ) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	3,260円/月 (326単位)	4,220円/月 (422単位)

(2) 加算

加 算 名 称		料 金 (単 位 数)
初 回 加 算		3,000 円/月 (300 単位)
入院時情報連携加算 (Ⅰ)		2,500 円/月 (250 単位)
入院時情報連携加算 (Ⅱ)		2,000 円/月 (200 単位)
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携 1 回	4,500 円/回 (450 単位)
	連携 2 回	6,000 円/回 (600 単位)
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携 1 回	6,000 円/回 (600 単位)
	連携 2 回	7,500 円/回 (750 単位)
	連携 3 回	9,000 円/回 (900 単位)
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,000 円/回 (200 単位)
通院時情報連携加算		500 円/回 (50 単位)
ターミナルケアマネジメント 加算		4,000 円/月 (400 単位)
介護職員等処遇改善加算		所定単位数の 2.1%

(3) その他

交 通 費	無料
解 約 料	解約料はかかりません。

7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当ケアマネジャー又は下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	曾田美記代
連 絡 先	080-8017-8375

(2) その他の相談窓口

出雲市高齢者福祉課	0853-21-6972
島根県国民健康保険団体連合会	0852-21-2811

8 秘密保持

事業者およびケアマネジャーは、居宅介護支援の提供に際し知り得た利用者やその家族等の個人情報および秘密について、正当な理由がない限り第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

個人情報の使用目的や内容については、「居宅介護支援契約における個人情報使用同意書」に記載された範囲内で取り扱い、利用者およびその家族等の同意を得た上で、必要最小限の範囲で使用します。

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください（お渡しした名刺等をご提示ください）。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

11 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
前 6 カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等は、別途資料のとおりです。

12 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	曾田美記代
-------------	-------

13 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

14 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	曾田美記代
--------------	-------

15 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16 重要事項説明書の説明日

重要事項説明書の説明日	
-------------	--

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

事業者(法人)名	合同会社あゆ美
代表者名	曾田美記代
事業所名	あゆ美
説明者氏名	曾田美記代

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	